別表十二（十）　関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日			1	平　・　・	
当期積立額			2	円	
(2)の内訳	(2)のうち損金経理による積立額		3		
	(2)のうち剰余金の処分による積立額		4		
積立限度額の計算	空港用地の取得価額基準額の計算	平成24年7月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における空港用地の帳簿価額	5		
		(5)×1/10	6		
	所得基準額の計算	指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「41の①」又は（別表四の二「49の①」+「50の①」+「51の①」+「52の①」））	7		
		新関空会社所得金額	8		
		新関空会社欠損金額	9		
		(((7)+(8))又は((7)−(9)))×20/100（マイナスの場合は0）	10		
		所得基準額 (7)−(10)	11		
	空港用地整備債務の額の計算	空港用地整備債務の額	12		
		空港用地整備債務基準額 (12)−((16)−(19))（マイナスの場合は0）	13		
	積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)		14		
当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)			15		

翌期繰越額の計算	期首関西国際空港用地整備準備金の金額		16	円	
	当期益金算入額	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17	
			均等益金算入額 (17)×——	18	
		同上以外の場合による益金算入額		19	
		計 (18)+(19)		20	
	当期積立額のうち損金算入額 (15)			21	
	期末関西国際空港用地整備準備金の金額 (16)−(20)+(21)			22	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている関西国際空港用地整備準備金			23	
	差引 (23)−(22)			24	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (20)−((2)−((23)−前期の(23)))		25	
		積立限度超過額 (2)−(14)		26	
		当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)		27	
	前期以前分	前期末における差額（前期の(24)）		28	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）

別表十二（十）　記載要領

1　この表は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第12条第1項第1号（事業の実施の特例）に規定する指定会社が、租税特別措置法第57条の7（関西国際空港用地整備準備金）の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の57（関西国際空港用地整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(2)のうち損金経理による積立額　(3)」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」の欄に記載し、かつ、「(15)」の欄の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「53」の欄に記載すること。

3　「(2)のうち剰余金の処分による積立額　(4)」の欄に金額の記載がある場合には、「(15)」の欄の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「53」の欄に記載すること。